

岩手県看護協会「応援ナース」実施要項

1. 応援ナースの目的

看護職不足に拍車をかけている昨今、岩手県の未就業看護職のうち応援ナースとして活躍できる看護職を発掘・就業を促し、看護職不足が顕著な医療機関等へ短期就労に至るシステムを構築し、看護職員の地域偏在解消の一助とする。

2. 岩手県看護協会「応援ナース」実施規定

- 1) 応募資格：
 - (1) 看護職で、現在未就業または退職予定である。または、現在就業中だが、非常勤でダブルワーク可能な施設に勤めている。
 - (2) 看護経験があり、求人施設の看護業務に従事できる。
 - (3) 1日～1週間以上、応援施設で就業できる。
- 2) 応募先：公益社団法人岩手県看護協会 ナースセンター事業部
*ナースセンター職員が相談を受け、勤務先の調整を行う。
- 3) 勤務期間：1日から1年以内（希望により調整）
- 4) 勤務形態：臨時
- 5) 勤務先：岩手県内で応援ナースの受け入れに賛同した病院
 - (1) 求人側は「求人票」をeナースセンターに登録する。
 - ① 求人票Ⅱの業務内容は「その他」に○をつけ、応援ナースと記載する。また、病棟看護・外来看護等の勤務場所も○をつけて明記する。
 - ② 勤務上の特記事項に、宿泊先の有無・ユニホーム貸与・交通手段は必ず記入する。
 - ③ eナースセンターへの求人登録は、労働者災害補償保険（労災）加入が必須である。
 - (2) 紹介状を介して、採否を決定する。
- 6) 応募方法：応援ナース希望者はナースセンターに連絡する。
 - (1) 求職者は「求職票」をeナースセンターに登録する。
 - ① 求職票Ⅱの希望業務内容は「その他」に○をつけ、応援ナースと記載する。
 - ② 就業に係る希望は、ナースセンター職員に相談する。
 - (2) 求人施設に、履歴書および看護職免許証のコピー（A4）を郵送する。求人施設はナースセンターから紹介状が届いた時点で、面談（又は書類審査）を経て就業の具体的な内容を確認する。
 - (3) 就業中の困りごとや就業終了の報告はナースセンターに連絡する。
- 7) その他：基本的には即戦力が求められるが、しばらく現場から離れていた方はナースセンター内で看護技術演習（採血・輸液・吸引・導尿）を実施できる（予約制）。

3. 申し込み・問い合わせ先

〒020-0117 盛岡市緑が丘二丁目4-55

公益社団法人岩手県看護協会 ナースセンター事業部

電話 019-663-5206

mail : iwate@nurse-center.net